

データ資料35 「水質汚濁防止法」等に基づく市町村別特定事業場数
(平成30年3月末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総数	うち規制対象事業場数	総数	うち規制対象事業場数
京都市		810	86	20	18
乙訓	向日市	48	12	2	1
	長岡京市	79	14	5	5
	大山崎町	16	3	1	1
山城北	宇治市	244	55	38	37
	城陽市	104	17	10	10
	八幡市	78	13	5	5
	京田辺市	68	21	2	2
	久御山町	100	17	4	4
	井手町	28	3	2	2
	宇治田原町	32	13	2	2
山城南	木津川市	89	17	5	5
	笠置町	11	2	1	1
	和束町	13	2	1	1
	精華町	25	14	0	0
	南山城村	11	3	2	2
南丹	亀岡市	251	36	12	11
	南丹市	347	47	8	8
	京丹波町	137	34	0	0
中丹西	福知山市	279	71	0	0
中丹東	舞鶴市	385	46	0	0
	綾部市	205	42	0	0
丹後	宮津市	287	25	0	0
	京丹后市	702	71	0	0
	伊根町	67	5	0	0
	与謝野町	91	13	0	0
小計		3,697	596	100	97
合計		4,507	682	120	115